

協議第2号

新町の事務所の位置について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	4 新町の事務所の位置
新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。	

「協議第2号 新町の事務所の位置について」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	4 新町の事務所の位置	
	決定済	再提案
調整の内容	<p>新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、<u>更別村役場及び忠類村役場の現庁舎</u>を総合支所とする。</p>	<p>新町の事務所の位置は、現幕別町役場の位置とし、忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。</p>